

生駒市職員（社会人経験者・非常勤） 採用試験のお知らせ

～「第3次生駒市教育大綱」の実現を、共に生駒で～

民間企業、行政職員等を対象とした採用試験を次のとおり行います。

申込方法・申込受付期間

ステップ① 指定サイト（詳細後述）に登録・エントリー

ステップ② 下記QRコード「パブリックコネクト」のページから申込

○教育改革推進担当



※受付期間は

令和8年10月15日（木）～ 令和8年11月11日（水）23:59 受信分

採用予定日 令和9年4月1日（木）

※最終合格者本人の同意を得て、採用予定日以前に採用することがあります。

I 職種・採用予定数・受験資格・採用形態

職 種	採用 予定数	受 験 資 格		採用形態
		年齢	職歴・学歴（次のいずれにも該当する人）	
教育改革推進 担当	若干名	不問	(1)令和8年4月1日時点で学校、民間企業、行政機関等における職務経験が一定年数（※）以上ある人 (2)学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人 (3)「学校現場で勤務した経験のある人」又は「コンサルティング等の経験があり教育事業に携わりたい人」のうちいずれかに該当する人	会計年度任用職員

（※）一定年数…大学卒 3年以上、短期大学卒 5年以上、高等学校卒 7年以上の職務経験が必要です。

[受験資格に定める「職務経験」の取扱いについて]

- ①職務経験には、会社員、団体職員、公務員等（生駒市の一般職の職員は除く）としての勤務の他、自営業者等としての事業経験、NPO等での活動経験を含みます。その際、雇用形態・勤務時間等は問いませんが、休職期間（育児休業等）は職務経験に含めることができません。
- ②職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り、算入できます。（同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか1つのみを算入できます。）
- 職務経験を証明する書類（在職証明書や厚生年金の加入記録等）や資格証を提出いただきます。受験資格がないことや、試験申込書の記載事項が正しくないことが判明したとき、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格等を取り消すことがあります。
- また、採用試験合格発表後、生駒市職員任用候補者名簿に登録された方で、令和9年3月31日までに受験資格を満たせないことが判明したときは、生駒市職員任用候補者名簿より登録を抹消します。
- 受験案内⑧～⑬のうち、いずれか1つの希望する職種しか応募できません。
- 申込時点で、生駒市の一般職の職員（会計年度任用職員を除く）である人は、受験できません。
- 試験区分の職種によらず、採用時の配属とは異なる所属へ異動することがあります。

- その他、生駒市職員任用試験委員会（以下、当委員会という。）が上記条件に応じた受験資格と同等であると認めた場合は、受験資格として認めることがあります。
- 日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、任用される職務に一部制限があります。
- 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。
（地方公務員法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>）
- 採用予定人員は、現時点での予定ですので、変更になることがあります。

2 採用形態について

採用形態の種類	勤務日及び勤務時間	任期	時差出勤	テレワーク	副業・兼業
会計年度任用職員	週1日以上 原則8:30～17:15の間で勤務 ※1	1年 (再度任用制度有)	あり ※2	不可 ※3	可 ※4

※1 1日あたりの勤務時間については、相談に応じます。

※2 1日の勤務時間を変更せず、始業時間または終業時間を繰上げし、または繰下げることで、通常の勤務時間と異なる時間帯に勤務することが可能。

※3 基本的にテレワークではなく、庁内勤務となります。

※4 職員が副業（兼業）を行うに当たり、公務能率及び職務の公正の確保、職員の品位の保持3点の原則を満たす必要があるとともに、副業（兼業）

先と生駒市との間に特別な利害関係（※）がない（または生じるおそれがない）ことも求められます。

※特別な利害関係：生駒市の職務と副業（兼業）先との間における免許、認可、許可、検査、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の業務への従事及び職員としての地位並びに職員の職務による影響力を利用する関係など

3 職務内容

ミッション・職務内容

生駒市が「第3次生駒市教育大綱」で目指す教育の実現に向けた業務を推進していただきます。

【具体的な業務】

- (1) こどもが主体となり学びを進める授業改善の推進
- (2) 学校の魅力化・個性化の推進のための業務

求める経歴やスキル等

必須

- 学校現場での勤務経験を有する人、又はコンサルティング、企画提案、組織開発等の実務経験を有し、その経験を教育分野で生かす意欲のある人

歓迎

- 教員、講師、教育委員会関連の事業に携わっていた方
- 民間企業にて、教育機関に対してコンサルティングや企画提案、何らかの指導を行った経験がある方
- こども主体の教育に、専門的に携わった経験がある方

※勤務場所：市内公共施設（主に生駒市役所本庁舎、生駒市東新町 8-38）

4 試験種類・試験日・試験会場・発表など

	試験種類	試験日・試験会場等	発表
第1次試験	書類審査 令和8年10月15日(木) ～令和8年11月11日(水) 23:59 受信分まで	・「パブリックコネクト」の入力内容で審査 ※審査は申込受付から随時実施しますので、登録情報を精査してから エントリーしてください。	11月下旬 (予定)
第2次試験	面接試験	【試験日】 令和8年11月下旬(予定) 【試験会場】オンライン(Zoom)または生駒市内の公共施設で実施	12月上旬 (予定)
第3次試験	プレゼンテーション・ 面接試験	【試験日】 令和8年12月中旬(予定) 【試験会場】生駒市内の公共施設で実施 ※試験日より前にリファレンスチェック及び適性検査(性格検査)を受検いただきます。 ※試験前に15分程度のプレゼン資料(ご自身のこれまでの教育に関する活動について) を提出いただきます。	12月下旬 (予定)

※試験結果は生駒市ホームページに受験番号を掲載します。また、別途パブリックコネクトのメッセージ機能から通知します。

※リファレンスチェックでは、現在または以前勤められていた職場の上司や同僚から受験者に対する400文字程度のアンケートのご回答をお願いいたします。

※上記以外の試験内容の問い合わせについては、一切お答えしません。

5 試験申込手続き

申込は以下の2ステップが必要です。

ステップ① ～“エン転職”または“エンゲージ”への登録・エントリー～

<手続方法>

エン株式会社のエン転職またはエンゲージからお申し込みください。

<手続上の注意点>

・会員登録及びエントリー方法については、エン株式会社の利用規約をよく読んでから手続きしてください。

・**確実にエントリーが完了したかどうかは、必ず確認してください。**

※書類審査はステップ①、ステップ②の後から、随時実施しますので、登録情報を精査してからエントリーしてください。
(原則ステップ②の入力情報をもとに審査します。)

<エン転職URL> <https://employment.en-japan.com/>

<エンゲージURL> https://en-gage.net/city-ikoma_saiyo/

ステップ② ～「パブリックコネクト」のページから申込～

(1) 生駒市のHPにアクセスして「職員採用試験」を選択し、生駒市職員採用のページに移動します。そこで、「採用試験情報」のセクション内にある対象職種の採用案内の「申込はこちら」のリンクから、「パブリックコネクト」のページに接続してください。

(2) 「パブリックコネクト」へアクセスし、会員登録を行ってください。

マイページへログイン後、プロフィール編集及びエントリー

①マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴・学歴・自己PR等を登録。

※書類審査の対象となるのは、求人内のエントリーフォームで記載いただいた内容のみとなります。

マイページにて登録する自己PRと学校の学部名、職歴欄は任意となり、書類審査には含まれません。

②プロフィール編集後、受験する職種区分のページへ進み、エントリー。

③顔写真データをアップロードしてください(直近3カ月以内に撮影した脱帽、正面向きの画像データをタテ表示となるようにアップロードしてください。(縦:横=4:3))

④**申込画面では、受験職種や志望動機等の文章の入力も必要です。事前に必ず入力項目・注意事項を確認し、入力内容を準備した上で、申し込んでください。**

※送信後は、申込内容の変更はできません。送信前に必ず申込内容に不備がないか再度確認してください。

(3) **申込み送信後すぐに、「エントリー完了のお知らせ」が申込時に登録したメールアドレス宛に自動送信されますので、届いたことを確認してください。**この後、当委員会で申込内容の審査を行います。

志望動機などの記述式設問に対し、申込内容が不適切な場合や量が明らかに不十分な場合などは、審査の結果、受験不可とする場合があります。

また、「申込確認メール」が届かない場合は、申込ができていない可能性が高いため、当委員会(saiyou@city.ikoma.lg.jp)に必ずお問い合わせください。

6 試験申込手続きの際の注意事項

- 試験申込内容で志望動機など記述式の必須設問に対し、回答が2割程度に満たない設問がある場合は、試験を受けられない場合があります。
- 登録に使用するメールアドレスは、パソコンかスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、試験申込手続きは、時間に余裕をもって行ってください。
- 受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込の遅延等には一切責任を負いません。
- お使いのプロバイダによっては、当委員会からの回答メールが迷惑メールフォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
「@public-connect.jp」及び「@city.ikoma.lg.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- 2次試験以降のいずれかの時期に、以下の書類を提出していただきます。詳細は対象者に別途通知します。
 - ・最終学校卒業証明書または卒業見込証明書の原本
 - ・最終学校成績証明書の原本(大学院卒業または大学院卒業見込みの受験者は大学の証明書も提出)
 - ・職務経歴を証明する書類(在職証明書)
- 以上のほかにも、必要に応じてその他の書類を求める場合があります。
- 試験申込の記載事項等に不備のある場合は、当委員会から連絡して確認することがありますが、このために生じた申込みの遅延などには責任を負いませんので、試験申込手続きには十分注意してください。
- 本受験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。
- 受験資格がないことや、試験申込書の記載事項が正しくないことが判明したとき、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格等を取り消すことがあります。また、採用試験合格発表後、生駒市職員任用候補者名簿に登録された方で、令和9年3月31日までに受験資格を満たせないことが判明したときは、生駒市職員任用候補者名簿より登録を抹消します。
- 申込いただいた内容を元に担当課より会計年度任用職員の募集案内をさせていただく場合があります。また、ご本人の同意のもと会計年度任用職員として採用する場合があります。

7 給与・その他

(1) 給与額の例

給与は、「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき、学歴・経歴等を勘案し、決定します。
なお、令和9年4月1日採用の場合、令和9年6月賞与の期間率が下がり、満額支給にはなりません。

勤務形態	給与
週1日～4日勤務の場合	日給最大 23,250 円 月給最大 35 万円

・現時点の条例に基づいていますが、採用前に給与改定等があった場合には、その定めによります。

・勤務時間は、週1日以上、原則8時30分～17時15分（実働1時間～7.75時間）の間で相談の上決定します。

(2) 勤務時間と休暇

・勤務日数や勤務時間はご希望を考慮し、双方の合意のもと決定します。

・年次有給休暇、各種の特別休暇があります。

(3) 福利厚生その他

採用形態の種類	社会保険	昇格・昇給	職員互助会	転居費
会計年度任用職員	・健康保険、厚生年金（週の勤務時間及び給与月額に応じて加入） ・公務災害補償基金	なし	なし	なし

8 試験に関するお問い合わせ

〈採用試験全般に関するお問い合わせ〉

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番 38 号

生駒市役所人事課内 生駒市職員任用試験委員会

電話:0743-74-1111（内線 4280） Eメール:saiyou@city.ikoma.lg.jp

〈業務内容に関するお問い合わせ〉

生駒市教育委員会事務局 教育総務課

電話:0743-74-1111（内線 2731）